

平成二十年十二月五日受領  
答弁第二八六号

内閣衆質一七〇第二八六号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する第三回質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会に関する第三回質問に対する  
答弁書

一及び二について

お尋ねの調査委員会の結果については、平成二十年十一月二十八日に公表された同調査委員会報告書に記載されているとおりである。

三について

お尋ねの回答期限は、社会保険庁本庁内部部局、社会保険大学校及び社会保険業務センターの職員については平成二十年十月二十九日、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の職員については同月三十日、全国健康保険協会に移籍した元職員については同年十一月七日である。